


# 報道機関各位

平成31年4月16日（火）11時00分 配付

項目	「オホーツク木育の会」設立について
配付資料	◎「オホーツク木育の会」設立趣意書 ◎「オホーツク木育の会」規約（案）
内容及び報道に当たってのお願い	<p>人と木や森が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会づくりに貢献するため、オホーツク管内の※1木育マイスター20名が「オホーツク木育の会」を設立する。</p> <p>個々に活動を行っていた木育マイスターが※2組織化され、相互に協力して木育活動を実施するとともに、SNSを活用した木育情報の共有を行うなど、木育活動の更なる活発化が期待される。</p> <p>※1 木育マイスターは、北海道が平成22年度から認定している木育を普及させる専門家で、オホーツク管内の認定者は28名。</p> <p>※2 木育マイスターの組織化は、道南支部（函館）、道東支部（釧路）、木育とかち（帯広）に続いて、道内4番目の組織となる。</p> <p>○設立総会 日時：平成31年4月22日（月） 15時～16時 場所：オホーツク総合振興局東部森林室会議室 北見市青葉町2番10号</p> <p>○構成員 木育マイスター 20名 東部森林室、西部森林室、網走西部森林管理署、常呂川森林ふれあいセンター</p>
担当窓口	オホーツク総合振興局東部森林室 主幹 高田 TEL ダイヤルイン 0157-24-6279 

## 設立趣意書

木育とは、子どもをはじめとするすべての人が、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組であり子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことです。

私たちは木育を通じ、身近な森林とそこから生み出される「恵み」に目を向け、人と木や森の「つながり」を重視することにより、豊かな感性と思いやりの心を育むひとづくりと、人と木や森が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会を目指します。

木育マイスターは平成 22 年度から始まった制度で、木育の理念を理解し、木育活動の企画立案やコーディネートができ、指導的な役割を果たす人材として、北海道の育成研修を修了した者を、北海道知事が「木育マイスター」に認定するもので、現在、オホーツク地域において 20 名を超える者が木育マイスターとして認定されています。

こうした中、道南及び釧路・根室地域では、それぞれ木育マイスターの道南支部、道東支部が組織され、木育マイスターが主体的に地域のなかに入って、積極的に木育イベント等を展開し、木や森と人とのかかわりの大切さを地域の人たちと共有する取組が進められています。

また、本年 1 月にオホーツク総合振興局主催の木育マイスター連絡会議が開催され、出席した木育マイスターの皆さんから情報共有や木育マイスター間の協力が課題であり、さらなる木育活動の活発化のため木育マイスターの組織化が必要との多くの意見が寄せられたことから、有志が集まり相談し「オホーツク木育の会」を設立しようと発起人会を立ち上げました。

具体的な活動としては、

- (1) 会員相互の交流と協力の促進及び情報共有のための情報提供
- (2) 木育イベントの企画・運営
- (3) 行政機関との情報共有と協働

の 3 点を柱に据え活動してまいります。

平成 31 年 4 月 22 日

発起人 羽根 石 晃 彦

発起人 丹野 雅 人

発起人 近 田 卓

発起人 上 野 真 司

発起人 上 野 ま ゆ み

## 「オホーツク木育の会」規約（案）

### 第1 名称

この会は、「オホーツク木育の会」と称する。

### 第2 事務所の所在地

このオホーツク木育の会の主たる事務所は、代表者の住所又は代表者の指名する運営委員の住所に置く。

### 第3 目的

オホーツク木育の会は、オホーツク管内中心の木育マイスターの有志一同が共有や協力し合えるネットワーク団体として、木育を通じ、身近な森林とそこから生み出される「恵み」に目を向け、人と木や森の「つながり」を重視することにより、豊かな感性と思いやりの心を育むひとつづくりと、人と木や森が深い絆で結ばれる「木の文化」が息づく社会づくりに貢献する。

### 第4 構成

オホーツク木育の会は、目的に賛同した木育マイスター及び木育マイスターになろうとする個人並びに公共団体、民間企業、非営利法人などで本会の活動を支援する団体をもって構成する。

### 第5 活動

- 1 オホーツク木育の会は、次の活動を行う。
  - (1) 会員相互の交流と協力の促進及び情報共有のための情報提供
  - (2) 木育イベントの企画・運営
  - (3) 行政機関との情報共有と協働
  - (4) その他必要な事項

### 第6 役員

- 1 オホーツク木育の会を運営するため、次の役員を置く。
  - (1) 代表 1名
  - (2) 運営委員 1～6名
- 2 役員は会員の中から総会で選任する。
- 3 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

また、補欠により役員を置く場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7 役員の職務

- 1 代表は、オホーツク木育の会を代表し、会務を統括する。
- 2 運営委員は、代表と協議・協力しながら会務の運営にあたる。

## 第8 総会

- 1 総会は、年に1回開催する。
- 2 総会の議長は、代表が指名した者がこれにあたる。

## 第9 情報の共有

SNSを中心に電子メールや年1回の総会で行う。

## 第10 事業年度

事業年度は4月1日から3月31日までとする。

## 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。